

結びにかえて

■ 経験年数を重ねた職員層への教育システムがあるか？

介護技術評価票データ分析（第2章）では、介護職員の経験年数別自己評価・他者評価分析を通じて、初任者研修相当のスキル習得に相当の年数を費やしていることが定量的に示され、基礎的なスキルの習得、維持にむけた教育システムの存在や機能についての疑問が呈される。また、介護職員の経験年数別他者評価分析を通じて、経験年数を重ねた段階において、スキルの低下がみられることも定量的に示された。

経験年数群別・サービス種別分析からは、従事するサービスによって、基本介護技術のスキルに差がみられることが示された。具体的には訪問介護従事者のスキルレベルの推移と、通所介護、認知症対応型共同生活介護のスキルレベルの推移には明らかな差が見られ、従事するサービスによって、同経験年数を経ても、成長過程、到達レベルが異なってくる可能性を示唆する。従事するサービスにより、成長のレベルが異なってくると仮定すると、職員のキャリアパス構築において、意図的にジョブローテーションを組み込み、実践スキル習得をはかる育成プログラムが有効である、と提案できる。

また、同データ定性分析からは、経験年数群の各群において、利用者の尊厳が保持されていない対応、基本介護技術に即した行為となっていない職員が実在することが示された。

基本介護技術に即した対応を提供しない職員が事業所・チームに実在する場合、利用者にとっては、尊厳の侵害に直面し、事業所・チームは根拠に基づく系統だったケアが達成できない。職員に根拠に基づく介護（EBC）を提供するスキルが伴わない場合、介護記録は根拠記録足りえないことが今回のデータにおいても示されている。

同介護技術評価票データからは、介護現場において、経験年数を積んだ職員に対しての学習システムが欠如している可能性が示されているといえる。職場における「学習」を機能させずに職員を放置放任することのリスクを示しているとともに、介護現場でOJTが必要となるタイミングを示唆しており、経験年数ではベテランと位置付けられる職員層に対する学習、OJTを働かせることが重要といえる。

■ 尊厳保持の介護実践として、観察→分析→対応がされているか？

技術評価記録に対する専門家指摘（第3章）では、指導者（評価者）の介護実践スキルへの疑問、事業所におけるケアのスタンダードへの疑問が投げかけられており、着眼点として、職員の観察スキル、対応スキル、原因分析から対応策への展開の仕方、尊厳保持のケアの実

実践態が問われている。

これらの専門家指摘視点は、本来事業所内の OJT で指導者から介護職員へと伝えるべき観点であり、介護 OJT の要点そのものといえる。しかしながら、実態として専門家指摘を経て、事業所へと差し戻されるというケースが発生している。

OJT 実践にあたっては、指導者（評価者）に介護実践スキルが伴わない場合、アセスメントの掘り下げを支援できず、誤った対応策や安易な策を導くことで、事業所内で是認されてしまうというリスクがある。

介護 OJT 取組事業所においてこれらの指摘が示されているということは、OJT 未取組である全国の数多くの事業所において、介護技術の評価基準を持たずして、指導者を配置せず、検証・学習のプロセスを経ずに、十分なアセスメントが実施され、尊厳保持に向けたケアが提供できているのかは大いに疑問となる。

専門家指摘の観点を、自事業所内で気づき、ケアに反映させていくためには、指導者側（評価者）にも実践スキルを学び直す機会が必要となる。

そのうえで、自分達の介護行為・一連の対応の考察・検証を習慣化させること、すなわち根拠に基づくケアの検証を行うことで、アセスメントスキルを身に着け、尊厳保持のケア実践につなげていくことが重要である。

第4章に示すヒアリング事例は、上記の取組実例と整理できる。すなわち、介護記録の目的、記録のもたらす成果として、対外的な根拠証明の意味だけではなく、介護の質を支えるもの、職員の介護技術向上に資するものと位置付け、記録を用いた各自のケアの振り返り、提供ケア内容の振り返りに用いている。そして、根拠に基づく系統だったケア提供の必須資料として、介護記録を位置付けている。

これらの事例は、経年に渡っての職員個別への OJT の取組を一過性のものとして終わらせずに、介護職員全体への教育システムを作り上げていっている。共通項として、職員の実践スキルを基盤とした、根拠に基づく系統だったケア実践にむけて、職員の行為・対応の省察・検証を踏まえた OJT が日常的に機能するシステム、職員が学習し続ける仕組みを組み込んでいるといえる。

この事業は令和2年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等事業の一環として行われたものです。

根拠に基づく介護(EBC:エビデンス・ベースド・ケア)の記録及び情報共有の在り方と
現場 OJT での活用に関する調査研究事業報告書

令和3年3月発行

内容照会先 一般社団法人シルバーサービス振興会

〒101-0032

東京都千代田区岩本町 2-14-2 イトーピア岩本町 ANNEX ビル5階

TEL 03-3862-8061 FAX 03-3862-8065